

2011/10/10 42A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ  
—被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究—

平成23年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 開原 久代

平成24（2012）年3月14日

## 目 次

### I. 総括研究報告

被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究	1
研究代表者 開原久代	

### II. 分担研究報告

#### 海外調査研究

1. 英国の被虐待児治療センター SACCSの実践の調査研究	3
一治療的グループホームと治療親、ライフストーリーワーク(LSW)等について—	
研究代表者 開原 久代 研究協力者 平田 修三	
2. 家庭外ケア児童数および里親委託率等に関する国際比較研究	15
研究代表者 開原 久代	
研究協力者による各国の報告	
1. 英国：英連合王国の育成委託児童のケアに関する統計	小松満貴子
2. ドイツ：ドイツの児童ならびに少年援助統計 里親養育	高橋由紀子
3. フランス：フランスの児童社会援助を受ける子どもと若年成人の統計的実態	菊池 緑
4. イタリア：イタリアにおける脱施設化と里親委託率の動向	小谷 真男
5. アメリカ：米国の要保護児童のケアに関する統計	小松満貴子
6. カナダ(B.C.)：カナダーブリティッシュ・コロンビア州—の社会的養護のもとにある未成年者と若年成人の統計的実態	森 和子
7. オーストラリア：オーストラリアの家庭外ケアのもとにある未成年者と若年成人の統計的実態	森 和子
8. 香港：香港における社会的養護の現状	金 潔
9. 上海：中国における社会的養護の現状(上海と中国全体)	金 潔
10. 台湾：台湾の里親制度と里子の健康状況	湯沢 雍彦
11. 韓国：韓国の里親制度—親族里親と民間の里親支援機関—	平田美智子
12. 日本：日本の社会的養護の動向と統計的実態	菊池 緑
3. 米国の里親家庭支援システムの研究～国際会議からみえたもの～	79
研究分担者 桐野由美子	
4. 諸外国における親族里親の活用に向けた当事者参画に基づいた実践	83
～ファミリーグループ・カンファレンスを取り上げて～	
研究分担者 林 浩康	
～フランスの里親委託機関に関する文献研究～	
研究協力者 菊池 緑	

## 国内調査研究

5. 被虐待児等の子どもを養育する里親の育児困難の現状とその支援 ..... 103  
　　—東京・沖縄・静岡の33名の里親の面接調査から—  
　　研究分担者 深谷 昌志 研究協力者 深谷 和子 青葉 紗宇
6. 国内の里親支援機関事業の実施状況に関する研究 ..... 195  
　　研究分担者 平田美智子  
　　研究協力者 三輪 清子 山口 敬子 小松満貴子

## 講演会報告

7. 英国報告：ジューン・ソブン氏講演「イギリスの家庭的養護—子どものニーズに  
　　合う里親・養子縁組を考える—」 ..... 211  
　　解説 研究分担者 平田美智子  
　　講演の翻訳記録

平成23年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)  
総括研究報告書

社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ  
—被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究—

研究代表者 開原 久代 東京成徳大学子ども学部 教授

研究要旨 近年、社会的養護を受ける子どもに被虐待児の占める比率が高まっている。被虐待児は様々なトラウマを背負い、早期の養育の過程での愛着障害により心身の発達にも障害をもち、養育には多くの困難を伴っている。現在、児童福祉施策においては、愛着障害の予防と修復のために、早期の里親委託と施設の小規模化による家庭的養育をすすめているが、委託を受けた里親、施設職員への治療的養育に関する研修も、養育上の困難に苦しむ里親への治療支援の体制がまだ確立されていない。国際的にみて、日本はきわだった施設優先国で、この10年間で里親委託率が2倍になるなど変化のきざしはみえてきたが、英国より20年遅れた児童養護体制といえる。今年度は、欧米の先駆的被虐待児治療支援と里親支援を調査しさらに、里親委託率の国際調査により日本の特異性を10年前のデータとの比較を行った。国内調査では、里親家庭支援機関事業の調査による現状の把握、さらに、里親面接による聞き取り調査で、里親の養育困難のエビデンスを把握し、被虐待児を養育する里親家庭への治療的ケアパッケージの構想を準備する。

研究参加者氏名・所属・職名

研究分担者

開原 久代	東京成徳大学	教授
深谷 昌志	東京成徳大学	専任教授
桐野由美子	京都ノートルダム女子大学	教授
平田美智子	和泉短期大学	准教授
林 浩康	日本女子大学	教授
横堀 昌子	青山学院女子短期大学	准教授

研究協力者

湯沢 雍彦	お茶の水女子大学	名誉教授
深谷 和子	東京学芸大学	名誉教授
菊池 緑	養子と里親を考える会	理事
青葉 紘宇	東京養育家庭の会	理事長
春日 明子	第二調布学園	園長
小松満貴子	ジェンダーと制度研究会	主宰
森 和子	文京学院大学	准教授
兼井 京子	N P O 法人カモス	理事
松平 千佳	静岡県立大学短期大学部	准教授
山口 敬子	立教大学	助教
三輪 清子	首都大学東京大学院	博士後期
平田 修三	早稲田大学大学院	博士後期
高橋由紀子	帝京大学	教授
小谷 真男	お茶の水女子大学	准教授
金 潔	大正大学	准教授

A. 研究目的

本研究の最終の課題は、被虐待児の養育で苦慮している里親家庭を支援する民間の専門機関のあり方を研究し、具体的な支援パッケージを作成することであるが、まず、国外、国内の関連した情報を集めることが極めて重要である。国外について第一年度は、モデルとなる英国の治療システムの訪問調査を開原班が、米国(桐野班)、フランス(林班)については学会参加により情報を集め次年度研究に備えた。その際、日本の養護児童の実態を国際的視点でみる必要があり代表者開原が協力者8名と里親委託率国際調査を行った。

国内の課題としては、深谷班が里親家庭のニーズを把握するために聞き取り調査をおこなっている。また、2008年に発足した里親支援機関事業の実施状況を平田班が調査し、日本の現状を把握することをめざした。

これらの内外の実態のエビデンスにふまえて、るべき支援を明らかにすることをめざした。

## B. 研究方法

くわしい研究方法については報告書を参照してほしいが、海外調査の場合は現地の情報を十分得てから実施している。フランスについては次年度に備えて、今年度に資料研究もおこなっている。

里親委託率の国際調査については、平成13-14年度の厚労省科研費研究（湯沢代表）の10年後の変化を調査するものであるが、10か国、3都市の調査を行い、研究協力者は一部個人負担で海外訪問をおこなっているが、大半はインターネットによる調査で、英仏独伊中国語を使用できる研究協力者により調査国のインターネットにアクセスし政府データを調べている。

被虐待児を養育する里親の育児困難の調査については、東京、沖縄、静岡在住の里親33名の面接、聞き取り調査を行っている。里親支援機関事業についてはアンケート調査を行い、本年1月末までに、59か所の自治体から郵送やFAXで回答が寄せられ（回収率88%）データの分析をおこなった。

これらの研究活動の他に、海外招聘講師による講演会として、家庭的養護についての世界的な権威ソブン先生による講演会を開催し、その講演記録を掲載した。

## C. 研究結果

英国SACCS治療センター訪問調査では治療的グループホーム、治療親、セラピーやライフストーリーワークの実際の見学と治療親、里親研修についての情報をえた。

国際学会参加者は日本の里親制度の実情を報告し、国際交流の場を得て、次年度の米国、フランスの調査に結び付けることができた。里親委託率の国際調査では、日本は今回調査で委託率が12%と10年前より2倍委託率が上昇したが、欧米、オーストラリアが50～93%の委託率、中国、韓国も34%から57%の委託率を示していることと比べると、いまだ施設優位の日本の特異な姿が浮かびあがっている。里親の育児困難についての聞き取り調査では、これまで、里親の面接、聞き取り調査は、里親の多大な協力を得て実施するこ

とができたが、心理臨床家と子ども研究家による調査ははじめてで、これまでに得られなかつた知見を得て里親の育児困難に迫ることができた。

里親支援機関事業の調査では、実施率は97%に達していた。外部委託が60%あり、里親支援を民間の機関でおこなうきざしがみられているが、その専門的背景については今後の課題となっている。

倫理面への配慮 訪問調査とききとり調査の際は被虐待児や里親のプライバシーには十分配慮をおこなった。

## D. 考察

支援機関事業については制度が2008年にかわり、混乱しているところがあるが、平田班は、旧システムでも調査をおこない、比較をおこなっている。

里親の聞き取り調査については、これまで、ジャーナリストによる同様な調査は沢山あるが、心理臨床家と子ども研究者による聞き取り調査は本研究がはじめてと言える。それだけ、これまで語られてきたこととは異なる新しい知見が得られている。

## E. 結論

本研究は、多領域の専門家、協力者を含めて総勢21名の研究者集団による研究となつた。これまでに得られなかつた知見を生み出すことが期待されている。

一部の研究者は、次年度に研究報告を行う予定である。

## F. 健康被害

本研究では、健康被害の問題はない。

## G. 学会発表の予定は各報告書に記載されている。

### 謝辞

本研究遂行にあたり、多くの協力者の協力を得、また煩雑な経理事務については東京成徳大学十条台キャンパス総務課 篠 誠 係長の多大な労に感謝したい。

平成23年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)  
分担研究報告書

英国の被虐待児治療センター SACCSの実践の調査研究

研究代表者 開原 久代

研究協力者 平田 修三

研究要旨：

社会的養護を受ける子どもの大半が、虐待によるトラウマを背負い対応が難しくなっている。こうした子どもは施設養育が難しいという理由で里親家庭に委託されることがあるが、専門的な支援体制が皆無といえる現状で、里親は被虐待児の呈する様々な行動、症状の対応できわめて困難な養育体験を強いられている。家庭養護における先進国英国では、どのような取り組みがあるかを5年にわたる情報収集を行い、重いトラウマ(特に性的被虐待児)を体験した子どもの治療実践を行っているSACCS治療センターの訪問調査を計画した。

現場を訪問することにより、治療チームのスタッフに接し、重い症状のために転々と里親家庭をたらいまわしされた子どもがSACCSの治療ハウスで3年の育てなおしを受けてから研修を受けた里親に委託され、フォローされるというシステムを体験することができた。そこには、専門性と長年の経験に裏付けられたソーシャルワーカー、治療親、セラピスト、ライフストーリーワーカーの治療チームの活動があり、運営組織が行政を対象とする会社組織であるという英国独自の経営方式をみた。研究代表者開原が主に、治療ハウスと治療親、その研修について報告し、研究協力者平田がライフストーリーワーク(LSW)について報告する。

## A. 研究目的

日本では、虐待などを受けた社会的養護児童が施設や里親家庭で不適応症状を示すと、まず、精神科治療、心理治療などが求められ、時に精神病院入院や、より手厚い対応が得られるという理由で情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の処遇が求められることが多かった。

一方、委託された子どもに養育上の困難があっても施設に戻すことはせず、十分な専門的支援もない中で多大な苦労を重ねながら養育を続けている里親家庭もある。

筆者は児童精神科医として、長年不適応症状を示す養護児童にかかわってきたが、一般的の精神疾患とは異なる病理背景をもつ子ども

への治療的養護のあり方を模索してきた。

2006年9月、英国Yorkで開催された第16回児童虐待国際学会(ISPCAN)で英国SACCSの被虐待児の治療支援の報告を聞き、関連する著書(参考文献参照)を読み、治療的環境と治療親による養育、LSWとセラピーの治療チームに関心をもった。特に、精神科医や心理臨床家ではなく、ソーシャルワーカーが中心となって活動し、実務と専門的基盤に根ざしたセラピストとしての役割も備えていることを知り、被虐待児を養育する日本の施設職員、里親への治療支援体制づくりのモデルになることを期待して調査を行った。

## B. 研究方法

1. 訪問先のSACCS (SACCS治療有限会社) の概略。所在地は英国イングランド地方にあり、住所はMytton Mill, Montford Bridge Shrewsbury Shropshire, SY4, 1HA, UKである。

1987年にソーシャルワーカーでセラピストのMary Walshにより設立されたが、当時、社会的問題となっていた性的被虐待児擁護のための裁判に携わる過程で発足した機関であるため、名称がSexual Abuse Child Consultancy Service (SACCS) として発足した。しかし、全英から重いトラウマを背負ったあらゆる被虐待児が紹介されるようになつたためSACCSを商品名として登録し、2003年より会社組織になっている。Shrewsburyの本部事務所とColeshillの分室がありいづれも治療部門を併設し、全部で12か所の治療ハウス(グループホーム)(定員総数60、1ハウスに5人)、1か所の付属の学校と里親養育有限会社を含めた組織となっている。

## 2. SACCS訪問調査の実施計画

訪問目的地のSACCSについては、インターネット情報のみであったため、2006年Yorkの学会でSACCSの報告者Patrick Tomlinson(T氏)と面識をもつたことから、2011年5月よりT氏と、さらにSACCS本部にメールで訪問調査の依頼をおこなった。SACCSの元施設長であったT氏は現在、米国で施設コンサルタントをしているが、T氏との毎日のメール交換によりSACCSの情報を得て、7月12日にSACCS創立者で理事長にあたるMary Walshから訪問の承諾を得た。日本の旅行会社も不明の土地であるためT氏との交信と英国在住の経験のある研究協力者松平の協力をえて準備をすすめ9月9日に日本を出発した。

## 3. SACCS訪問調査内容と面接スタッフ

同行の研究協力者平田修三と下記の日程で訪問活動を行ったが、案内を担当したスタッフはいずれも20年のキャリアをもつ専門職

ソーシャルワーカーで、T氏の弟子にあたる人々であったため、大変好意的にむかえられた。英語の意思疎通については共通の専門基盤があるために困難はなかったが、講義およびQ&Aの全対話はICレコーダーに録音した。

### 9月12日

AM：①オリエンテーション：Rob Mckay (Operations Director)

②ライフストーリーワーク(LSW) 作業室案内と技法説明。治療チームの紹介 Rachel Oliver (Life Story Manager) (写真3)

PM：③創設者Mary WalshとのQ&A。子どもインタビューに用いたToy Boxのぬいぐるみの披露とインタビューの実演(写真2)

### 9月13日

AM：④LSW導入の経緯とSACCSのLSWについて本の著者(文献1)より3時間にわたる講義と討論Richard Rose (Clinical Practice Director)

PM：⑤SACCSのセラピーについて治療室の案内と心理臨床家によらないアートセラピーとプレイセラピーの意義とセラピストの資格についてQ&A。Penny Strange(Therapy Manager)

⑥LSWスタッフより写真撮影厳禁の子どものストーリーが書き込まれている15メートルのwall paperをみせてもらう。(スタッフ Phil Lawrence, Andreea Aschenazi)

### 9月14日

AM：⑦1日の見学先のオリエンテーション Rob Mckay(Operations Director)

⑧Shrewsburyに8か所ある治療ハウスの一つCartwheelハウスを訪問。ハウスの治療的環境づくりの配慮について治療親から説明を受け、部屋や庭を案内してもらう。

PM：⑨地域の学校に参加できない6～13歳の子どものための10人定員の付属学校Flying Highを訪問。教室で子どもから質問を受けたり、休み時間に子どもたちと交流の機会をはじめてもつ。(これまで子どもがいる治療場面の見学は厳禁だった。)

⑩SACCS本部に戻り、里親支援と里親研修についてQ&A。SACCSで治療を受けた子

どもの里親委託の方法と追跡調査、里親候補者の条件と研修について聞く。Jim Hamil (Director of Fostering)

### 9月15日

AM：⑩本部から80キロ離れたColeshillの分室に1日案内してもらう。Niall Kelly (Assistant Director of Recovery Service) 車中で皆が「会社」と呼んでいるSACCSの組織、スタッフのキャリア、性的被虐待児の対応の難しさについて話し合う

⑪分室の見学のあと、LSWの作業室の案内とLSWの子どもむけの自作絵本をプレゼントされる。(LSWorker Katy Reader) Katyは治療親を数年経験してからLSWの専門家となったという。

⑫次に、アートセラピーの作業室を案内してもらい、水中絵具での模様創作や指人形劇の実演をみせてもらう。(セラピストSamantha Stubbs)

PM：⑬Coleshill地区にある4か所の治療ハウスのひとつKingfisherのハウスに移動。ハウスマネージャーと二人の治療親に会い、ハウス内を案内してもらう。この地区のハウスは豪華な設備を備え、壁にはポケモンポスターが飾られている。地域により不動産価格が異なり、この地区では、豪華なハウスが購入できるという。

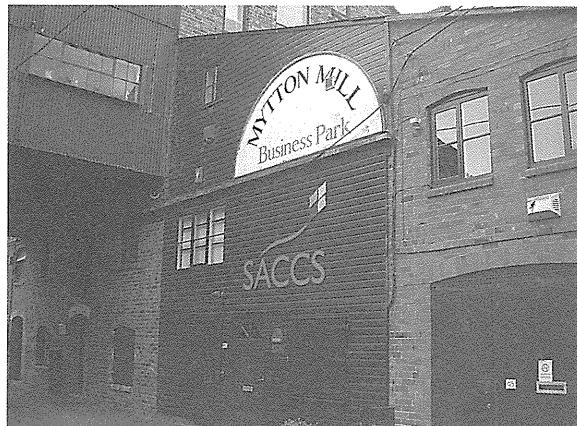
### 9月16日 最終日

AM：⑭治療親の経験があり、現在は治療親の研修を担当しているColinUroquhart (Therapeutic parents manager) から治療親の経験、研修内容について聞く。治療親としてハウス勤務ができるまでの待機中の研修プログラムの説明を受ける。暴力の強い子どもへの「拘束の権限と手法、体罰」の研修が重要という。(資料1 添付)

最後に⑮Rob McKayと秘書のFiona Drydenより、SACCSの出版物、資料が渡され、お別れをする。

## 4. SACCS訪問後の交流

訪問に際して交流をもったスタッフとはその後もメールで交信を続け、訪問時には得られなかつた情報や補足資料を送ってもらう。



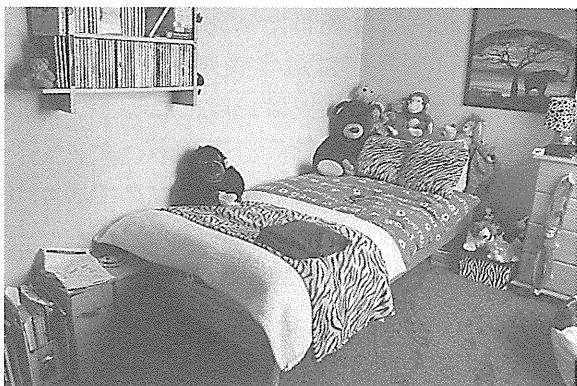
1. SACCSの外観



2. Mary Walshと



3. Life Story WorkerとLSW作業室



4. 治療ハウスの子どもの個室

## C. 研究結果

本年、創立25周年を迎えるSACCSの治療理念、対象児の特徴、治療ハウスと治療親、治療親と里親の研修、治療後の子どもの里親委託、専門スタッフ、セラピーとLSW、治療チームについて、主に訪問から得られた情報と観察を中心に報告する。(文献1～6、資料1～6)

### 1. 25周年をむかえるSACCS.

公務員ソーシャルワーカーであったMary Walshが性的被虐待児の裁判などで苦労する中で創設された機関であるが、1部屋のオフィスから現在地に移るまでに苦労の歴史があった。現在地(写真1)は、森の中の水車のある築年100年以上の建物を改造した迷路のような小部屋のオフィスがある古い建物であるが、これがまさに治療的環境、Winnicottのいう包容するような環境(holding environment)ととらえられている。窓のある明るい部屋もあるが、洞窟のような窓のない部屋がトラウマを背負った子どもには安全な場所として好まれているという。

### 2. SACCSの対象児

主としてイングランドとウェールズ地方の子どもを受け入れているが、全国から重いトラウマを受けた4歳から12歳の被虐待児が紹介され、7割が性的被虐待児と言われている。知的、身体的障害児は除外しているが、発達障害児は含まれている。

定員は60人で、12か所のそれぞれ大変離れた治療ハウスで生活し、1ハウスに5人が生活する。訪問時は在籍児は58人であった。年齢幅は受け入れ時は最年長が12歳であるが、3年の経過で、年長児は15歳になるが、訪問時は在籍児の平均年齢は11歳であった。

訪問時に付属の学校と治療ハウスでみかけた子どもたちは地域の学校にまだ通えない状態であったためか、体格も標準より小柄で、きやしゃでおびえたように萎縮した様相で、日本の児童福祉施設ではみかけない姿を呈していたが、スタッフや客人との会話や話題は

年齢相当であった。診断分類では、抑制型の反応性愛着障害の子どもたちとアスペルガー障害の子どもが確認された。

### 3. 治療ハウスと治療親の役割

SACCSで受け入れられた子どもは治療ハウスで10人の治療親と3年間過ごし日常生活を送りながら、回復プログラムにそった治療をハウスの生活と、本部でのセラピー、LSWを通して受けている。

一人の子どもは固定した治療親を2人もち、ローテーション勤務の中でも常に、自分の治療親と過ごせるようになっている。治療親は2人宿泊制で、宿泊勤務は週二回である。昼間は日勤のマネージャーが勤務し、常に3人の治療親が勤務しているが、治療親は地域の学校、本部の治療プログラム、病院などに車で送迎するため常に子どもと一緒に行動しているため、訪問時、ハウスにいた治療親は1～2人で、掃除、洗濯、食事準備などで忙しい時間帯であった。

訪問したハウスは来客に備えてきれいにされていたが、ふだんも散らかっている場合は、きれいな環境を体験してもらうために、治療親は片づけを手伝っているという。4歳から15歳までの子どもは全員個室を使用していた。(写真4)

### 4. 治療親の治療的役割

治療的コミュニティ、治療的環境としてのハウスを整え、そこで生活しながらいろいろ学習できるようにするのが治療親の役割とされている。日常の生活習慣を大切にし、炊事、洗濯、掃除、食事、送迎、看病、入浴 パーテーなどの世話をとおして子どもとの愛着関係を築くことが大事とされている。治療親の70%は女性で、子どもには名前を呼ばせており、実親のみをパパ、ママと呼ばせている。

### 5. 治療親の研修と採用

治療親は、子ども関係の仕事経験のある大卒者であることが条件で、希望者はまず志願者リストに登録され、2年間の研修を修了して資格を取得したものが、SACCSで3

週間の研修を受ける。2年間の研修は、地元の大学の社会人コースでMoodle e-learningと個別面接授業で2年から3年かけて資格がとれる制度が紹介されている。経費はかかるが、修士の資格も取れる仕組みになっている。SACCSの3週間の研修は添付したプログラム（参考資料1）を参照してほしいが、この研修では、トラウマを受けた子どもへの対応、事故、火災、応急処置の研修の他にP.R.I.C.E（Protecting Rights In a Caring Environment）という子ども自身と他児、とスタッフの安全を守る講習に4日をとっている。これはSACCSの治療親の必修の研修で、暴れる子どもの「拘束の規程と手法」が含まれ、法的な裏付けも設けている。

治療親の退任がある時は、待機者リストから選ばれた者は、退任予定の治療親のもとで3か月実習をしてから採用されている。

訪問時に出会った治療親たちは、自分の職務に大変誇りを持ち、はりきって働いていることが伺われた。

## 6. 里親研修と里親委託

SACCSの治療ハウスに紹介される子どもは多くて数十か所の里親家庭が不調に終わっている。虐待によるトラウマに加えて里親委託がつぎつぎうまくゆかないというトラウマを抱え、強い人間不信に陥っているので、ハウスで3年をかけて回復治療を行い、その後に、SACCSの里親担当ソーシャルワーカーにより、SACCSについての研修を受けた里親に委託される。

里親候補者の個別訪問面接の事例報告が資料3にあるが（添付せず）、丁寧に訪問評価をしてから、ふさわしい子どもを委託している。里親候補者は42～60歳とされているが、独身の男性に委託することもあり、すばらしい養育がなされている事例が確かめられている。里親の研修は以前はホテルなどで4日間行っていたが、それでは参加できない里親が多くなり、現在は週末2日間の9時～4時半の講習となっている。7～14人の里親研修が望ましいが最近里親志願者が少なくなっているという。委託するまでには7か月かけ、

50%は家庭訪問によるアセスメントをおこなっている。

## 7. SACCSのスタッフ

スタッフの多くは、一般の施設養育のキャリアを経てSACCSに異動し勤務歴20年以上のベテランと言われている。ソーシャルワーカーとしてのキャリアにセラピストとしての専門性も身に着けており、筆者らへの対応をみても共感性に富んだ人たちであった。児童精神科医や心理臨床家が治療チームにいないことを聞くと、医師は患者のプライバシー尊重の立場から、その診断内容について知らせてくれないので、スタッフは精神医学も学び、子どもの診断が出来ることもめざしているという。またセラピーを担うのは、アートセラピストやプレイセラピストで、これはサイコロジストではないこと、後者はプライドが高く、チーム治療にむかないということを一部のスタッフから聞いた。

定員60人以下の子どもに対して治療親を含めて175人の専門常勤スタッフがいるというが、チームワークのよさは、ソーシャルワークに根ざした治療チームであるからか興味あるところである。

## 8. ライフストーリーワークについては、研究協力者 平田 修三が報告している

## D. E. 考察と結論

第一年度は訪問見学することにより、重い被虐待児の治療的グループホームにあたる治療ハウスの実情を調べ、里親支援の場となるかを考えた。Mary Walshは、これだけダメージを受けた子どもをすぐ里親委託することは、たとえ専門里親といわれる相手でも適切ではないことを強調し、里親委託の前に治療ハウスを利用することをすすめている。

日本では、SACCSの対象児で地域の学校にゆけないような子どもは、情緒障碍児短期治療施設や精神病院が第一選択肢となっている。P.R.I.C.E（Protecting Rights In a Caring Environment）の技法が必要な子どもは児童自

立支援施設にまわすという処遇がなされ、これまで家庭的養護の対象として考えられてこなかった。英国では、1989年の児童法以降、どのような子どもにも家庭的養護が必要と努力がされていたが、日本ではこの分野でも大変遅れていたといえる。筆者はそうした子どもたちの25年にわたる経過を体験しているが、精神病院を経て、成人後は精神障害者の地域支援プログラムを利用せざるを得ない状況をたどることになった例がある。

日本のグループホームの現状は、6人の子どもに職員2人という条件は、非常勤スタッフが出入りするにしても、また問題の少ない子どもを対象とするにしても、子どもにも、職員にもあまりに厳しい条件である。

社会的養護下にある子どもこそ、愛着関係を築くために多くの専門的キャリアのある職員が必要であるということを、SACCSの治療親をモデルに考えてゆきたい。

また、治療親になるための研修を、日本の研修内容と比較することも次年度の課題したいが、個人負担が大きくて、魅力ある仕事となっている背景についても今後の調査課題としてゆきたい。

SACCSは治療パッケージを行政に売り込む会社という発想であるが、行政がそれを買ってくれるためには、たえず治療効果を報告し評価を受けなければならぬというプレッシャーの中で仕事をしていることが感じられた。イングランドとウェールズの地方財政の支援を受けているので、経済不況があるとケースの依頼件数が減らされる心配も聞かされた。

今回は、訪問調査の聞き取り情報であるため、次年度は、招聘予定のSACCS関係者より、財政基盤についての情報を得て、日本の治療支援システム構築への構想をねりたい。

本研究の最終年度には、日本で必要な重い被虐待児を養育する里親支援の機関についてのパッケージをつくるが、まず、モデルとして治療的グループホームをつくり、施設や里親家庭で養育上の困難がある子どものケアを行い、再び同じ里親家庭かあらたな家庭に委託するシステムをつくってゆきたい。

SACCS本部の回復治療を行う場を新たにつくる必要があるか、既存の大学や病院に治療センターを設置するか、パッケージ構想をまとめてゆきたい。

現在、関係者で治療的施設ケア(文献6)の翻訳をすすめているが、社会的養護が必要な子どものケアについての具体的なマニュアル書がない現状で、翻訳書がケアのレベルをあげることも期待たい。

## G. 研究発表

### 学会発表

日本子ども虐待防止学会  
第18回学術集会高知りょうま大会  
2012年12月7-8日 予定

### 参考文献

1. Rose,R.&Philpot,T. *The Child's Own Story—Life story Work with Traumatized Children—* 2005 1-160
2. Rymaszewska,J.&Philpot T. *Reaching the Vulnerable Child—Therapy with Traumatized Children—* London: Jessica Kingsley Publisher 2006 1-144
3. Pughe,B.&Philpot,T. *Living Alongside a Child's Recovery—Therapeutic Parenting with Traumatized Children—* London: Jessica Kingsley Publisher 2007 1-144
4. Tomlinson,P.&Philpot,T. *A Child's Journey to Recovery—Assessment and Planning with Traumatized Children—* London: Jessica Kingsley Publishers 2008 1-160
5. Thomas,M.&Philpot T *Fostering a Child's Recovery—Family Placement for Traumatized Children—* London: Jessica Kingsley Publisher 2009 1-156
6. Barton S.,Gonzalez,R & Tomlinson P. *Therapeutic Residential Care for Children and Young People—* London: Jessica Kingsley Publisher 2012 1-287

### 参考資料

1. Induction timetable Part 1:Weeks1-3 Oct.3(M on)~Oct.21(Fri.),2011 治療親研修プログラム
2. Glyndwr University FDA Therapeutic Child Care—Course information booklet 近隣大学

- での治療親の資格認定受講案内
3. Prospective Foster Carer(s) Report(FormF)  
England SACCSのソーシャルワーカー Jim Hamil (Director of Fostering) の里親アセスメントの1事例報告 25ページ
  4. Children's Workforce Development Council (CWDC)報告書 2010 Exploring the experiences of living in a large group therapeutic community—the views of current and ex-residents(Jenny Carter)
  5. Recovery Assessment Child 1 April20,April 28,May5,August25,2011 SACCS治療評価報告書
  6. SACCS案内パンフレット  
Treatment Services for Traumatised Children  
The SACCS Guide to Personal Development  
The SACCS Guide to Recovery  
The SACCS Guide to Personal Development

## 謝辞

研究協力者 松平千佳先生には、英国調査に際してご協力いただき、春日明子園長には、日本のグループホームの抱える課題についてお教えいただき、兼井京子先生には、旧養育家庭センターの歴史の情報をいただき深く感謝いたします。

**October 2011**  
**Induction Timetable Part 1: Weeks 1 - 3**




Week (1)	Monday 3rd October 2011 INTRODUCTIONS	Tuesday 4th October 2011 KEEPING SAFE	Wednesday 5th October 2011 KEEPING SAFE	Thursday 6th October 2011 WELL BEING	Friday 7th October 2011 EQUALITY & RIGHTS
9.30am	<b>Introductions</b> Lead By: Liz Lowe (Head of Human Resources)	<b>Introduction to Keeping Children Safe</b> Lead By: Sam Millward	<b>First Aid (9.30am)</b> Lead By : Vince Wright (External Company - Ellison Webb)	<b>Keeping Children Safe (9.30am)</b> Lead By: Lorraine Easterbrook / Steve Travis (Lead Senior Manager - Shrewsbury) (Home Manager - Shrewsbury)	<b>Confidentiality / Codes of Practice / Records / Note Keeping / Data Protection (9.30am)</b> Lead By: Vicki Alexander (Recovery Services HR Manager)
10.00am					
10.30am	<b>Welcome to Saccs</b> Lead By: Rob Mckay (Director of Recovery Services)	<b>Health &amp; Safety Legislation - Statutory Framework, Impact Upon Our Work Practice &amp; Policy (10.30am)</b> Lead By: Tony Cox / Colin (Estates Manager)			
11.00am					
11.30am					
12.00pm	<b>The Role of SRP</b> Lead By: Mary Walsh (Chief Executive)				
12.30pm					
1.00pm	<b>Lunch</b>	<b>Lunch</b>	<b>Lunch</b>	<b>Lunch</b>	<b>Lunch</b>
1.30pm	<b>The Regions - Company Structure</b> Lead By: Niall Kelly (Assistant Director-Recovery Services)	<b>Fire Awareness (1.30pm)</b> Lead By : Keith Gwilliams (External Company - Ellison Webb)	<b>First Aid - cont (1.30pm)</b> Lead By : Vince Wright (External Company - Ellison Webb)	<b>Keeping Children Safe - cont</b> Lead By: Lorraine Easterbrook (Lead Senior Manager - Shrewsbury)	<b>Equality &amp; Diversity (11.00am)</b> Lead By: Gordon Griffiths (Home Manager - Shrewsbury)
2.00pm					
2.30pm	<b>SACCS Homes</b> Lead by: Gail Matthews (Home Manager)				
3.00pm					
3.30pm	<b>Learning &amp; the Degree / Diploma</b> Lead By: L.Chandler / C.Revill (Training)				
4.00pm					
4.30pm	<b>Close</b>	<b>Close</b>	<b>Close</b>	<b>Close</b>	<b>Close</b>

SACCS治療親研修1

Induction Timetable Part 1: Weeks 1 - 3

Week (2)	Monday 10th October 2011 <b>KEEPING SAFE</b>	Tuesday 11th October 2011 <b>KEEPING SAFE</b>	Wednesday 12th October 2011 <b>WORKING WITH TRAUMA</b>	Thursday 13th October 2011 <b>WORKING WITH TRAUMA</b>	Friday 14th October 2011 <b>WORKING WITH TRAUMA</b>
9.30am	Welcome Back and Review This Weeks Programme Lead By: Liz Lowe	Food Hygiene Lead By : Keith Gwilliams (External Company - Ellison Webb)	Working with Traumatised Children - How we understand abuse and recovery in SACCS Lead By: Richard Rose (Clinical Practice Director)	Working with Complex Behaviour - Foundations of SRP Lead By: Richard Rose (Clinical Practice Director)	New Starters Meeting Lead By: Sam Millward
10.00am					Introduction to the Toy Box Lead By: Penny Strange
10.30am	Child Legislation & Safeguarding Lead By: Colleen Lucas				
11.00am					Therapy Introduction (11.30am) Lead By: Penny Strange (Therapy Manager - Shrewsbury)
11.30am					
12.00pm					
12.30pm					Lunch
1.00pm	Lunch	Lunch	Lunch	Lunch	Therapy Introduction - cont Lead By: Penny Strange (Therapy Manager - Shrewsbury)
1.30pm	Child Legislation & Safeguarding - cont Lead By: Colleen Lucas	Food Hygiene - cont Lead By : Keith Gwilliams (External Company - Ellison Webb)	Working with Traumatised Children - How we understand abuse and recovery in SACCS Lead By: Richard Rose (Clinical Practice Director)	Working with Complex Behaviour - Foundations of SRP Lead By: Richard Rose (Clinical Practice Director)	
2.00pm					
2.30pm					
3.00pm		Food & Care (3.00pm) Lead By : Sean Dunne (Treatment Director)			
3.30pm					
4.00pm					
4.30pm	Close	Close	Close	Close	Close

SACCS治療親研修2

Induction Timetable Part 1: Weeks 1 - 3

Week (3)	Monday 17th October 2011 <b>KEEPING SAFE</b>	Tuesday 18th October 2011 <b>KEEPING SAFE</b>	Wednesday 19th October 2011 <b>KEEPING SAFE</b>	Thursday 20th October 2011 <b> THERAPEUTIC CARE</b>	Friday 21st October 2011 <b>FINAL DAY</b>
9.30am	Welcome Back & Review Lead By: Liz Lowe	PRICE Lead By : External Company - 'Bordesley'	PRICE Lead By : External Company - 'Bordesley'	Group Discussion - Consolidation Lead By: Liz Lowe / Liza Chandler	Finalise Learning Plans / Skills Assessment / ID Badges Lead By: Lorraine Easterbrook/ Home Managers
10.00am					
10.30am	PRICE Lead By : External Company - 'Bordesley'			Lifestory Introduction (10.30am) Lead By: Rachel Oliver (Lifestory Manager - Shrewsbury)	
11.00am					Preparation for the Home (11.00am) Lead By: Niall Kelly
11.30am					
12.00pm					
12.30pm					
1.00pm	Lunch	Lunch	Lunch	Lunch	Lunch
1.30pm	PRICE Lead By : External Company - 'Bordesley'	PRICE Lead By : External Company - 'Bordesley'	PRICE Lead By : External Company - 'Bordesley'	Lifestory Introduction - cont Rachel Oliver (Lifestory Manager - Shrewsbury)	Group Reflection (1.30pm) Lead by: Janie (Treatment Director)
2.00pm					
2.30pm					
3.00pm					
3.30pm					
4.00pm					
4.30pm	Close	Close	Close	Close	Close

SACCS治療親研修3

# ライフストーリーワーク(以下LSW)の概要

SACCS視察を通して

研究協力者 平田 修三

## 1. BAAFとSACCSのLSW

ここではまず、本研究でLSWを取り上げる理由を示すため、その概要を述べながら、今回の視察先であるSACCSの取り組みの意義について触れる。

里親養育や施設養育など社会的養護を受ける子どもは、出自に関する記憶が欠けていることが多く、虐待経験のある者も多い。そのため、記憶を取り戻しつつ、自分の人生全体を納得していくことが大きな課題となる。こうした子どもを支援するアプローチのひとつにLSWが挙げられる。LSWとは、出生家族から離れて生活する子どものニーズに即して発展してきたソーシャルワークの一技法であり (Baynes, 2008)、子どもが過去を受け入れ、未来に向かって前進していくために、信頼できる大人との共同作業を通じて過去を整理し自己物語を構成していくための援助である (Ryan et al., 2007/2010)。Roseら (2005)によると、LSWの具体的プロセスは以下の通りである。①子どもに関連した人々や機関を対象としたインタビューを行い、あらゆる文書や写真を入手する「情報収集」、②ゲームや雑談、エコマップやジェノグラムの作成、現在に至る重要な出来事の時系列的な整理をすることによって、子どもにとってのさまざまな出来事に伴う感情の表出や家族の力動的理解を目指す「内在化」、③「ライフストーリーブック(以下、LSB)の作成」、である。

「自己物語の構成」ということからもうかがえるように、LSWの理論的根拠のひとつには、ナラティヴ・アプローチがあると考えられる。現在、ナラティヴ・アプローチは医療、看護、心理、福祉などの臨床領域にとどまらず、社会学や文化人類学などの学問領域などでも注目を集めているが (野口、2009)、そのなかでLSWは社会構成主義ソーシャルワークや心理療法におけるナラティヴ・セラピーと理論的基盤を同じくする部分が大きいと考えられる。具体的な例を挙げると、例えばトラウマ治療においてクライエントのナラティヴに注目する心理療法であるナラティヴ・エクスピージャー・セラピー (Narrative Exposure Therapy: 以下、NET) では、外傷的出来事が起こった瞬間に構築された恐怖ネットワークの修正を目標とし、想像暴露の方式で外傷物語の語りを促し、過去の外傷的体験を再体験することで治療を行う (Shauer et al., 2005/2010)。このように暴露による馴化とナラティヴの要素を組み合わせる手法は、先に挙げたLSWプロセスにおける②と類似するものといえる。ただし、NETなどのいわゆる心理療法とLSWを比較すると相違点も浮かび上がってくる。それは情報収集およびその情報を子どもに告知する要素の有無である。一般に心理療法ではこの要素は含まれない。情報収集・告知は「自分の出自を知る権利」に基づいて行われるソーシャルワーク的実践という色合いが濃い。いずれにせよ、これらのことから、LSWはソーシャルワークを基本としつつも、心理療法的な要素も入り混じった複合的な実践体系と捉えることができるだろう。

つぎにLSWの担い手について、BAAF (British Association of Adoption and Fostering) 刊行のLSW手引き・ワークブックを邦訳した才村(2009)は、ケースワーカー、心理士、ケアワーカー、生まれた家族の一員などを挙げている。ただし、こうした個人の属性・役職に加えて「子どもに対して一貫性のある関心を示し続けること」「子どものペースで事と進めることができ、作業を焦らせないでポジティブに話を聞くこと」「子どもに信頼され、子どもが安心できる関係を保つこと」など、子どもに関わる際の態度についても多く言及している。LSWの実践は、まずはソーシャルワーカーをはじめとする専門家が担うものであるが、一方で、自己物語

の聞き手が必ずしも専門訓練を受けているとは限らない (McAdams, 1993)。親身に相談に乗りながら、相手に勇気を与え、確固とした共鳴版の役割は果たすことができれば、里親や社会的養護経験者といった非専門家にも実行可能なことは多いと考えられる。一般に、ナラティヴに注目しつつ、セラピーに限定されない多くの異なる文脈で実践され、そして絶えず変化していく活動のありようは「ナラティヴ・プラクティス (narrative practice)」と呼ばれる (小森ら、2003)。このように考えると、LSWの実践はナラティヴ・プラクティスの1つに位置づけて理解することもできるだろう。

さて、こうしたLSWの取り組みは欧米では古くから行われており、現在では、イングランドやウェールズの養子縁組に関する最新の法律において必須事項とされている (Ryan et al., 2007/2010)。また、近年では、ワークブックである「My Life and Me」(Camis, 2001)、対話的CD-Romである「My Life Story」(Betts et al., 2003) など、LSW実践の可能性を広げるさまざまなツールが導入されている。他方、日本においては、LSWは体系的に行われているとはいえないものの、LSWという言葉が知られるようになる以前からも、いくつかの児童養護施設、里親・養親家庭、児童相談所等で同様の取り組みが行われてきたようである (平田、2006)。それらは概ね「(真実)告知」、「テリング (telling)」と表現されてきた。さらに、米沢が2005年に神戸家庭養護促進協会機関紙「はーもにい」で英国のLSWを紹介して以来、LSWへの関心は年々高まっている。実際、その頃からLSWに関する実践報告が増え (例えば、樋原、2009; 山本、2010)、先にも紹介したようにBAAF刊行の手引きが翻訳・出版された(2009年、2010年)。なお、英国でLSWを行っている機関には、BAAFの他に、心的外傷を受けた子どもの治療機関であるSACCSを挙げることができるが、こちらは日本ではありません知られていない。

SACCSの詳細については研究分担者による報告を参照していただけたらと思うが、SACCSは、治療的養育、セラピー、LSWの3つの統合を子どもの援助モデルとして掲げている。また、英国においてLSW専任の専門資格を有するソーシャルワーカーを雇用する唯一の組織であり、安易にLSB作成をしてそれで良しとするLSW実践に対して警鐘を鳴らしている。LSBはしばしば子どもの過去を単純化・削除し、一貫性・信頼性に欠ける写真を提供する側面があるからである (Rose et al., 2005)。こうしたSACCSのLSWはBAAFのものと比較して、より深刻なケースを対象とすること、専任の職員を配置して綿密に設定されたプログラムに沿って行われることなどに違いがある。このように、SACCSのLSWは高度に専門化・洗練されており、重篤な虐待をはじめとする深刻なケースに対して効果を挙げているため、その取り組みを学ぶことは、日本における社会的養護児童のケアパッケージ作成において大きな示唆を与えると考えられる。

## 2. SACCS視察報告

SACCS本部および支部において、セラピー、ライフストーリーワーク (LSW) を実施する部屋を実際に目にすことができ、また、治療親が配置されている子どもの治療ハウス、SACCSが運営する学校を訪問し、何人かの子どもと会うこともできた。そして、1日平均で約6時間ずつ、それぞれの部署の職員から丁寧で詳細な講義を受けることができた。さらに、 LSBを見せていただいたり、詳細なパンフレットやアセスメント記録の実物をいただくなど、資料収集という点でも収穫があった。以上のように、SACCSの実際の様子を視察でき、また豊富な資料を収集できたことで、今後、SACCSのシステムを参考として、日本における被虐待児を養育する里親家庭の民間治療支援機関のあり方を検討する準備が整ったといえるだろう。今回の視察では、①LSWを行う部屋、②使用される道具、③LSB等を実際に目にすることができたことが最大の収穫である。

①LSWを行う部屋はプレイルームに似ており、子どもがリラックスしてLSWに取り組める

よう工夫されていた。感情を無理なく表現できるよう表情や感情が描かれたカードが置かれていたり、子どもが自分の出身地を確認しながらLSWに取り組めるよう壁に世界地図が貼られていたことが印象的であった。(分担報告書の写真3)

- ②LSWに使用される道具で最も特徴的なのはwall paperである。職員と子どもが話し合いながら、子どもの生い立ちやそのときに湧き上がってきた感情を書き込んでいく。木やサッカーゴールなどのメタファーを活用するため子どもは無理なく作業に取り組め、イラストや色が多用されるため楽しい作業になることが推察できた。
- ③LSBは、LSWの仕上げとして職員の手によって子ども1人ずつに作成される。デザインや構成は基本フォーマットを踏襲しつつ、子どもの意向に沿うかたちで作成される。綺麗にファイル綴じされたブックには、子どもの自分史において大切な写真や文書などがイラストを交えて整理され、子どもが自己肯定感をもって生い立ちを振り返ることができるよう工夫されている。

全体的に印象深かったのは、自分史の振り返りと子どもが自分史を語れるようにすることを主眼とするLSWにおいて、理性的な側面だけでなく、感情的側面も丁寧に扱い、五感を活用しながら職員と子どもが楽しくコミュニケーションしながらLSWに取り組めるようにする工夫の数々である。日本においては、まだ導入されてから日が浅いためか、「子どもの生い立ちに関わる情報をどのように告知するのか」という援助者側の働きかけが話題の中心になることが多いように感じられるが、「子ども自身の自己物語の構成」というLSWの主目的を考えれば、LSWで援助者と子どもがコミュニケーションしているときの子ども側の反応や情動的体験に、さらに注意を払う必要があると改めて感じた。こうした着眼点は日本においても深いトラウマを負った子どものLSW実践を考えるうえで参考になるはずである。

また、SACCSではLSWを含む治療プログラムの効果測定についてもシステム化されていた(The Recovery Assessment)。学習、身体的発達、情緒的発達、愛着、アイデンティティ(ライフストーリーを含む)、社会性発達の6領域について4段階評定で子どもの発達・回復の度合いが測定される。他方、日本においては、LSWの効果を測定する枠組みが存在せず、告知等を経験した子どもに気持ちを尋ねる程度のことしか行えていないという現状がある。もちろん被虐待児へのケアはLSWだけではないため、LSWのみに注目して効果の検討を行うべきではないが、今後日本においてLSWが普及・発展していくには、その効果を検討し、適宜改良していくために何らかの枠組みが必要になると思われる。SACCSの「The Recovery Assessment」は、その検討をする際の1つの指針になりうるものである。

ただし、LSWはもともと欧米生まれの手法であるため、その実施にあたっては、日本の風土や子どもの置かれた状態に応じたあり方を検討していく必要があるという指摘がある(樋原、2009; 米沢、2007)。さらに、LSWが自己物語の構成という自己あるいはアイデンティティに深く関わる実践であることを踏まえれば、自己観における文化的な差異についての議論(例えば、Markus et.al, 1991)なども検討する必要があるかもしれない。これらは日本でのLSW実践がもう少し蓄積されてきた段階で改めて検討されるべきテーマであると思われる。今後の課題としたい。

## 主要引用文献

- Camis,J. *My Life and Me* London: BAAF 2001 (才村眞理[監訳] 生まれた家族から離れて暮らす子どもたちのためのライフストーリーブック 東京: 福村出版 2009)
- Rose,R. & Philpot,T. *The Child's Own Story—Life story Work with Traumatized Children—* London: Jessica Kingsley Publisher 2005
- Ryan,T & Walker,R. *Life Story Work—A practical guide to helping children understanding their past—*

London: BAAF 2007 (才村眞理[監訳]. 生まれた家族から離れて暮らす子どもたちのためのライフストーリーブック 東京：福村出版 2010)

平成23年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)  
分担研究報告書

## 家庭外ケア児童数および里親委託率等の国際比較研究

研究代表者 開原 久代(東京成徳大学子ども学部)

研究協力者 菊池 緑 湯沢 雍彦 高橋由紀子 平田美智子  
小松満貴子 森 和子 小谷 真男 金 潔

**研究要旨** 本研究班の課題である「被虐待児を養育する里親家庭の治療支援」を追求するにあたり、日本の家庭外ケアを必要とする児童と家庭養護を受ける児童の統計的実態を国際的視点で把握する必要があった。このことについては、すでに平成13-14年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)において、湯沢雍彦代表による「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」において家庭外ケア児童にたいする里親委託率の国際比較がなされ、里親最貧国の日本が論じられ、作成された里親委託率の国際比較表が厚生労働省のサイトで今日まで使用してきた。本研究では、2010年前後の家庭外ケア児童と家庭養護を受ける児童の統計的実態を国際調査することにより10年前と比較し、日本の家庭養護の変化を欧米とアジアの代表国と比較することをめざした。10年前と比べて欧米では大きな変化はないが、里親委託率は40%から90%台に維持されていた。日本の委託率は、10年前より2倍の増加をみたが、12%の委託率は、国際的には際立った低さであった。今回、中国、韓国との比較も試みたがアジアの中でも日本の里親委託率の低さがめだっている。また、総人口に対する家庭外ケア児童数では、欧米と比べて日本とアジアは少ないことが示されている。こうした中で、まだ最低の里親委託率を示す日本ではあるが、里親家庭への治療支援の体制を充実させることによりさらなる委託率の伸びをめざすことが課題となった。

### A. 研究目的

家庭外ケアを必要とする社会的養護児童に対して、日本では9割が施設養護を受け、家庭養護(里親養育)を受ける児童は1割に達してこなかった。

これは、施設を廃止または縮小させて家庭養護を重視する流れを作った欧米の福祉施策と比べ、日本は極めて特異な状況にある。

今回、虐待などによるトラウマを背負った子どもの対応に苦慮している里親家庭への治療的支援の研究にあたって、家庭養護が重視されている欧米の家庭養護対策を調査するとともに、最近の里親委託率の国際比較データが必要となった。このことについては、すでに、平成13-14年度厚生労働科学研究(子ども

家庭総合研究事業)において、湯沢雍彦代表による「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」で、家庭外ケア児童に対する里親委託率の国際比較がなされ、里親最貧国の日本が論じられている。その際作成された里親委託率の国際比較表が厚生労働省のサイトで今日まで使用してきた。そのデータの更新を厚生労働省児童家庭局家庭福祉課担当者より依頼されたこともあり、前回調査との10年後の比較をめざして代表的な欧米諸国とオーストラリア、中国、韓国、日本の家庭外ケア児童と家庭養護児童について国際調査を行い、里親委託率の国際比較による日本の特異性の再確認をおこなった。

## B. 研究方法

調査対象国は、前回調査した国をそのまま継承せず、里親制度が充実していると報告された欧米代表国（英國、ドイツ、フランス、イタリア、米国、カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州））とオーストラリア、中国（中国全体、香港、上海、台湾）、韓国、日本の10か国と香港、上海、台湾を選んだ。

調査研究者は、平成13-14年度研究に参加した本研究班研究協力者 菊池縁をリーダーとして、同じく、湯沢雍彦、外部協力者 高橋由紀子、研究分担者 平田美智子の4名の他に、今回はじめて参加する研究協力者 小松満貴子、森和子 外部協力者 小谷眞男、金潔を加えて総勢8名である。

調査者と調査対象国、所属は以下の通り。

調査者	担当国	所属
菊池 縁	日本・仏國	養子と里親を考える会
湯沢 雍彦	台湾	お茶の水女子大学
高橋由紀子	ドイツ	帝京大学
平田美智子	韓国	和泉短期大学
小松満貴子	英國・米国	ジェンダーと制度研究会
森 和子	カナダ(B.C.)	文京学院大学
小谷 真男	オーストラリア	お茶の水女子大学
金 潔	イタリア 上海(中国)・香港	大正大学

調査方法は、台湾、香港、上海の調査者は自己負担により、現地訪問による調査を行ったが、多くは、担当した国の言語でインターネットの政府サイトにアクセスし、データを収集し、日本語に翻訳しデータを提供し、担当国家庭外ケア児童と家庭養護の特徴について報告書を作成した。

報告書に用いられている翻訳用語については、要保護児、里子など表現は様々であるが、内容が明確に読み取れるため、23年度に提示された「家庭的養護」「家庭養護」等の用語への修正は行わず、原著を尊重して掲載している。（各國の報告書参照）

## C. 研究結果

報告者から寄せられたデータをもとに、表とグラフを作成し、平成13-14年度調査の表と並べて比較した。（表1、図1、図2、図3）

社会的養護、家庭養護の内容については、国によりとらえ方に相違があるが、共通項目を選びながら、数値入力を行った。

家庭外ケア対象児として、通所施設デイグループが含まれていたり、障害児施設や非行少年の施設が含まれている場合があるため、把握できる範囲で、それらは除外して集計した。

日本では情緒障碍児短期治療施設や児童自立支援施設、障害児施設は除外し、乳児院と児童養護施設在籍児と家庭養護児童を家庭外ケア児童としたが、対象国によっては明解な区別が困難な場合もあった。

家庭養護の形態については、親族里親、養子縁組前提里親、緊急里親、短期里親、長期里親、療育里親、ファミリーホームを対象とし、ファミリーグループホームやグループホームは除外した。

13-14年度調査では、里親の種類、緊急里親、短期里親、季節里親、レスパイト里親、障害児里親、治療里親が論じられたが、今回は政府データに計上されている家庭養護児童数のみを取り上げた。

家庭外ケアと家庭養護の内容で際立っていることは、オーストラリアでは先住民の児童の69%が親族里親や先住民用施設に措置されるなど家庭外ケア児童に先住民の児童の占める割合が大きい。カナダ(B.C.)の場合は、人口に占める先住民の割合は4%であるが、家庭外ケアを受ける児童の56%が先住民であるなどの特徴がある。

母数となる子ども人口については、一律に把握することが難しかったために、総人口の数値を用いた。報告書によっては、児童人口をもとに報告されているので参照されたい。

家庭外ケア、家庭養護児童の年齢範囲は、国や地域により21歳以下、18歳以下、18歳未満と様々であったので表に記載した。

13-14年度調査では、アジアは香港のみの

調査であったが、今回は香港、上海、台湾、韓国の調査データを掲載した。中国全体では、親族養育を重視する通達が交付されているために家庭外ケア児童の7割が親族による養育となっている。そして、家庭外ケア児童の9割が親のいない児童で、その9割が障害児という際立った特徴を示している。

収集されたデータはインターネット、または政府機関資料によって得られた最新のものであるが、カナダのように、最新データが2007年である場合、また2011年データと報告されていても内容は2011年7月までという状況であるが、報告書のとおりに掲載した。

また、今回の調査に際して、13-14年度データの検証もおこなったが、英国、ドイツ、イタリアでは14年度報告の表のデータに一部間違いがあり、修正している。

以上の条件にふまえて、表1を作成し、そのデータについて考察をおこなった。

#### D. 考察

まず、総人口1万人に対する家庭外ケア児童数をみると(表1、図1)、前回の調査ではカナダと米国が多く20人以上、今回の調査ではカナダとフランスが20人以上となっている。これに対して日本は、前回も今回も3人以下で、少子化と移民や原住民の問題をもたない特別な国という姿がみえている。

同じように、総人口1万人に対する家庭養護児童数をみると(表1、図2)、前回は米国とカナダが14人以上、今回はオーストラリアが15人以上で次いでカナダが多くなっている。ここでも、日本は0.17人と0.34人という際立って少ない家庭養護児童数である。

次に、家庭外ケア児童数に対する家庭養護児童数(里親委託率)をみると(図3)、前回も、今回も欧米・オーストラリアは38.5%～93.5%の範囲の委託率がみられ、わづかであるが、10年間に委託率の増加がみられている。台湾、上海、香港、韓国も里親委託率は34～77%の範囲にあるのに比べて、日本は前回に比べて2倍の増加がみられたとはいえる12%という比率は際立った低さである。

前回の調査との比較では、里親委託率の10年の変化をみると、家庭養護の先進国と言われる英国、フランス、アメリカ、カナダ、オーストラリアではわずかな増加かほとんど変化がない安定した里親委託状況が伺われる。

ドイツとイタリアはこの10年間に10%前後の委託率の増加がみられているが、ドイツの要保護児童に対する教育援助施策が関係していると思われる。また、イタリアの里親委託率は、2007年末に一旦55.6%まで達したが、2008年末には49.5%に下がっている。これは、急増する外国人移民の未成年者を施設で受け入れるようになったことが一因と思われる。

ただし、施設といつても、イタリアでは2009年3月までに定員12名以上の児童施設は全廃され、残っているのは小規模な施設ないしはグループホームに類する小さな生活共同体のみである。イタリアの委託率増加は、脱施設化施策の効果と思われる。

中国、韓国については、香港以外ははじめての調査であるため10年の比較ができないが、香港に関しては、家庭外ケア児童数の増加とともに、里親委託率も増えている。上海、台湾、中国全体と韓国をみると、台湾が日本に次ぐ里親委託率の低さであるが、34%であり、日本の3倍の比率である。

人口1万あたりの家庭外ケア児童数の少なさでは、韓国、香港、上海、台湾が日本に似ているが、里親委託率ははるかに上回っている。中国は親族養育の占める割合が多いこと、親がいない場合が9割、その9割が障害児ということであるが、家庭養護の実態についてはさらなる調査が必要である。

#### E. 結論

家庭外ケア児童数とその実態を調査し、家庭養護児童の比率(里親委託率)を調べて、10年前の調査(平成13-14年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」(湯沢雍彦代表))との比較による里親委託率の国際比較をおこなった。

表1、図3に示したように、日本は国際的